

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

計画の完成後は、区ホームページ、区報で区民全体に周知するとともに、講演会やセミナー等様々な機会を通じて、計画の周知を行います。

2 計画の点検・評価

本計画策定について意見を募った大田区自立支援協議会において、計画の実施状況の点検・評価を行います。

3 計画目標の達成に向けた取り組み

本計画は、発達障害者支援法において規定されている地方公共団体の責務を踏まえ、4つの目標を実現するために、福祉部・保健所・こども家庭部・教育委員会等の部署が連携して計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況などを発達障がい施策検討会の場で検証し、本計画の進行管理を全庁的な体制で行います。

